

こ成保第 312 号
令和 6 年 5 月 30 日
一部改正 こ成保第 488 号
令和 7 年 8 月 21 日
一部改正 こ成保第 440 号
令和 8 年 5 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

保育人材確保事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要な措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、「保育人材確保事業の実施について」(平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により人材確保事業を実施してきたが、今般、当該通知を廃止し、本通知により保育人材確保事業を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の適正かつ円滑な実施に期するとともに、都道府県におかれては、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知願いたい。

なお、令和 5 年度末までに実施したものについては、なお従前の例による。

記

第1 事業の種類

- 1 保育士資格等取得支援事業
- 2 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業
- 3 保育士宿舎借り上げ支援事業
- 4 保育人材等就職・交流支援事業
- 5 保育体制強化事業
- 6 保育補助者雇上強化事業
- 7 保育士や保育事業者等への巡回支援事業
- 8 保育士・保育所支援センター設置運営事業
- 9 保育士・保育の現場の魅力発信事業

第2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 保育士資格等取得支援事業実施要綱（別添1）
- 2 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業実施要綱（別添2）
- 3 保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱（別添3）
- 4 保育人材等就職・交流支援事業実施要綱（別添4）
- 5 保育体制強化事業実施要綱（別添5）
- 6 保育補助者雇上強化事業実施要綱（別添6）
- 7 保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱（別添7）
- 8 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱（別添8）
- 9 保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（別添9）

別添 6

保育補助者雇上強化事業実施要綱

1 事業の目的

保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）及び保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」という。）を保育所等に勤務する保育士の補助を行う者として雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、又は、市町村が認めた者とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象となる者は、新たに保育補助者等の雇上げを行う以下の施設又は事業者とする。

- （1）児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
- （2）児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条に規定する地域型保育給付費又は同法第 30 条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。（3）の事業において同じ。）
- （3）児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者

- (4) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 27 日府子本第 370 号・雇児発 0427 第 2 号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業を行う者

5 実施要件

本事業により雇い上げる保育補助者等は、以下の（１）または（２）の者とし、各要件を満たす者とする。

（１）保育士資格を有していない者

保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市町村が認めた者。

なお、実習の実施方法等については、平成 30 年 9 月 13 日付け事務連絡「「保育補助者雇上貸付事業」及び「保育補助者雇上強化事業」の保育補助者について」を参考にすること。

（２）保育士資格を有する者

現に保育士として就業していない者であること。

なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から 1 年を限度とする。

6 実施計画書

対象者は、市町村に対し、実施計画書を提出するものとし、実施計画書には、次の内容を記載すること。

- （１）本事業による保育補助者等の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容
- （２）職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育補助者等の配置を除く。）
- （３）保育士資格を有していない保育補助者については、保育士資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）を記載すること。

7 留意事項

- （１）本事業により新たに雇上げを行った保育補助者は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者としてすることができること。

- (2) 本事業による雇上げに係る費用について、子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。
- (3) 実施計画書の作成における上記 6 (3) については、資格取得時期の見込みについて明記すること。また、資格取得に向けては「保育士資格取得支援事業」などの活用も検討すること。

8 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。